

トランシーバおまとめ払いサービス ご利用規約

第1条（規約の適用）

株式会社NTTドコモ（以下、「ドコモ」といいます。）は、この「トランシーバおまとめ払いご利用規約」（以下、「本規約」といいます。）に従って、「トランシーバおまとめ払いサービス」（以下、「本サービス」といい、第2条第7号に定義します。）を提供します。

第2条（用語の定義）

- (1) 「LTEトランシーバプラン契約」：ドコモが「ドコモビジネストランシーバ」の名称で提供するサービスを利用するために必要となる契約であって、別途ドコモが定めるトランシーバサービスご利用規約に基づき締結される契約をいいます。
- (2) 「対象役務等」：ドコモが予め認めた、ドコモビジネストランシーバに関連してドコモ以外の第三者から利用者に対して提供される役務等をいいます。
- (3) 「対象役務提供者」：対象役務等の提供者をいいます。
- (4) 「対象契約」：対象役務等を利用するために必要となる契約であって、別途対象役務提供者との間で締結される契約をいいます。
- (5) 「利用者」：LTEトランシーバプラン契約の契約者のうち、本サービスを利用する者をいいます。
- (6) 「対象役務利用料金」：利用者が対象役務等の対価として対象役務提供者へ支払う消費税相当額を含む一切の金額をいいます。
- (7) 「トランシーバおまとめ払いサービス」：利用者が、ドコモが利用者に代わって対象役務利用料金を対象役務提供者に立替払いすることを委託し、ドコモがこれを受任することにより、対象役務利用料金をLTEトランシーバプラン契約に基づく利用料金と合算して支払うことのできるサービスをいいます。
- (8) 「トランシーバおまとめ払い契約」：利用者が本サービスを利用するため、本規約に基づきドコモと締結する契約をいいます。

第3条（規約の変更）

ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者へドコモが適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

- (1) 本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき
- (2) 本規約の変更が、トランシーバおまとめ払い契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第4条（契約の申し込み）

利用者は、本規約に同意のうえ、所定の申込書をドコモに提出することによりトランシーバおまとめ払い契約を申し込むものとします。（以下、「契約申し込み」といい、契約申し込みをした者を「契約申込者」といいます。）

第5条（契約の申し込みに対する承諾）

ドコモは、契約申込者の審査を行ったうえで、これを適格と認めるときは、契約申込者に対し、本サービスの利用を承諾します。

2. 利用者とのトランシーバおまとめ払い契約は、ドコモが前項の承諾をしたときに成立します。

3. 契約申込者が次の各号に定める事項に該当する場合は、ドコモは第1項の承諾をしない場合があります。

- （1）利用者がドコモに対する債務の履行を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき
- （2）ドコモが技術上又は業務の遂行上支障があると判断したとき
- （3）その他ドコモが不相当と判断したとき

第6条（権利義務の譲渡禁止）

利用者は、本規約に基づき、ドコモに対して有する権利又はドコモに対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第7条（本サービスの対象）

利用者は、対象役務にかかる事務手数料等及び利用料金等の料金について、本サービスを利用することができます。

第8条（対象契約に基づく利用者の権利等）

利用者は、事前にドコモの承諾なく、対象契約に基づく権利（対象役務等の提供を受ける権利を含みますがこれに限りません。）を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはなりません。

2. トランシーバおまとめ払い契約が有効に成立している期間中、ドコモの事前の承諾がない限り、利用者は、対象役務利用料金をドコモ以外の第三者（対象役務提供者を含みます）に対して支払うことはできません。

3. 対象契約の全部又は一部の無効、取り消し、解除、その他の理由（以下、「無効等」といいます。）により、対象役務提供者が利用者に対象役務利用料金を返還すべき場合であっても、ドコモはいったん支払いを受けた立替払い金について利用者へ返還する義務を負わないものとします。ただし、ドコモが対象役務提供者から無効等となった対象役務等にかかる対象役務利用料金の返還を受けた場合に限り、ドコモから利用者へ受領済みの対象役務

利用料金相当額を返還いたします。

4. 対象役務等又は対象契約にかかる紛争は、利用者と対象役務提供者との間で解決するものとし、対象契約の解約又は解除等をする場合、本サービスを利用してお支払いいただいた対象役務利用料金の精算等については、対象役務提供者と利用者との間で実施するものとします。

第9条（立替払いと請求）

ドコモは、対象役務提供者から、暦月毎に利用者に関する対象役務利用料金の発生有無、対象利用料金の明細及び金額等の情報（以下、「請求情報」といいます。）及び請求情報にかかる請求書を受領し、当該請求情報及び請求書に基づき、利用者の対象役務利用料金相当額（以下、「立替払い金」といいます。）を対象役務提供者へ支払うものとします。（以下、「立替払い」といいます。）

2. ドコモは、立替払い金を原則として請求情報受領月の翌月に請求するLTEトランシーバプラン契約に基づく利用料金と合算して請求書を作成のうえ、利用者に請求するものとします。（対象役務提供者からの請求情報の連携が遅延した場合は、本項に定めるスケジュールとおりの請求とならない場合があります。）

3. 利用者は前項の請求書を受領した後速やかに内容を確認のうえ、別途ドコモが定める期限（以下、「支払期日」といいます。）までに請求金額を支払うものとします。

4. ドコモは、第2項及び第3項に定める請求について、支払期日を経過してもなお利用者による支払いの事実が確認できない場合には、支払期日の翌日から利用者が実際に支払った日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として請求します。なお、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第10条（対象役務等の非保証等）

利用者は、対象役務等が対象役務提供者により提供されるものであり、ドコモは対象役務等に関して保証せず、また責任を負うものではないことを予め承諾するものとします。

第11条（本サービスの中断・停止）

ドコモは、次の各号に該当する場合、事前に利用者へ通知又は周知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に中断することができるものとします。

（1）本サービスにかかるシステムその他本サービスにかかる機器、設備又はシステム等の保守上又は工事上やむを得ないとき

（2）火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議等により、本サー

ビスの全部又は一部の運営ができなくなった場合

(3) 本サービスにかかるシステムの障害等により、本サービスの全部又は一部の運営ができなくなった場合

(4) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する場合

(5) その他ドコモが運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部提供の中断が必要であると判断した場合

2. ドコモは、利用者が、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、第9条の定めにかかわらず、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

(1) 利用者が、ドコモに対する債務（トランシーバおまとめ払い契約に基づく利用料金を含むがこれに限りません。）の履行を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき

(2) 利用者と対象役務提供者との間で対象役務等の提供に関して争いがあり、解決していないとき

(3) 利用者が本規約に違反したとき

(4) その他ドコモがドコモの業務の遂行上支障があると判断するとき

3. 前項の事由により、ドコモが立替払いを行わないと判断した場合にドコモは利用者に事前にその旨通知するものとし、この場合、利用者は直接対象役務提供者に対象役務利用料金を支払うものとします。

4. ドコモは、前各項の措置により、利用者が損害を被った場合でも、責任を負わないものとします。

第12条（トランシーバおまとめ払い契約の解約）

利用者は、トランシーバおまとめ払い契約の解約を希望する場合、ドコモが別途指定する方法により、予めドコモへ申し出るものとします。

2. 利用者は、理由のいかんを問わず、対象契約が終了するときは、ドコモに申し出ることにより、トランシーバおまとめ払い契約を解除することができます。

3. 前項の場合をのぞき、利用者はドコモの事前の承諾なくトランシーバおまとめ払い契約を解約することはできません。

第13条（ドコモが行うトランシーバおまとめ払い契約の解除）

ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知又は催告を行うことなく、直ちにトランシーバおまとめ払い契約を解除することができるものとします。

(1) 第9条に定める支払期日までに利用者による支払いが確認できないとき

(2) その他ドコモがドコモの業務の遂行上支障があると判断するとき

第14条（利用者情報の取扱い）

ドコモは、本サービスを利用者へ提供するため必要な範囲で、対象役務提供者から、利用者が契約する対象役務等に関する情報（対象役務等の契約状況、対象役務利用料金の金額等が含まれますがこれらに限られません。）の提供を受けるものとし、利用者は予めこれに同意するものとしします。

第15条（秘密保持義務）

利用者は、ドコモの事前の書面による承諾なくして、本サービスの利用に関して、利用者がドコモから口頭又は書面を問わず開示されたアイデア、ノウハウ、発明、図面、写真、仕様、データ等のドコモの技術上、営業上及び業務上の一切の情報（以下、「秘密情報」といいます。）を、本サービスの利用以外の目的に使用せず、また第三者に開示、漏洩しないものとしします。

2. 前項の定めにかかわらず、利用者が次の各号の一に該当することを立証した情報は、秘密情報に含まれないものとしします。

- (1) 開示され又は知得する以前に公知であった情報。
- (2) 開示され又は知得する以前に自らが既に保有していた情報。
- (3) 開示され又は知得した後、自らの責に帰さない事由により公知となった情報。
- (4) 開示され又は知得した後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報。
- (5) 開示され又は知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報。

第16条（損害賠償）

利用者は、本規約等への違反、その他本サービスの利用に関して、ドコモに損害を与えた場合、ドコモに対しその損害を賠償するものとしします。

第17条(反社会的勢力の排除)

利用者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとしします。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）であること
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認

められる関係を有すること

(6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてドコモの信用を毀損し、又はドコモの業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 利用者が前二項に違反した場合、ドコモは通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちにトランシーバおまとめ払い契約を解除することができるものとします。

第18条(準拠法)

本規約等及び本規約に基づくトランシーバおまとめ払い契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第19条(合意管轄)

本規約等及び本規約に基づくトランシーバおまとめ払い契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条(協議事項)

本規約等に定めのない事項及び解釈上疑義の生じた事項については、必要に応じて利用者とドコモとの間で協議のうえ定めるものとします。

以上

■更新履歴

2018年5月23日制定

2020年3月31日改定

2022年7月1日改定